伊丹市水管規程第６号

伊丹市水道事業，工業用水道事業および下水道事業会計規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和８年１１月１８日

伊丹市上下水道事業管理者　大　西　俊　己

伊丹市水道事業，工業用水道事業および下水道事業会計規程の一部を改正する規程（令和８年伊丹市水管規程第６号）

伊丹市水道事業，工業用水道事業および下水道事業会計規程（昭和４６年伊丹市水管規程第７号）の一部を次のように改正する。

次の表中下線部分（以下，改正前の欄にあっては「改正前部分」と，改正後の欄にあっては「改正後部分」という。）については，次のとおりとする。

⑴　改正前部分及びそれに対応する改正後部分が存在するときは，当該改正前部分を当該改正後部分に改める。

⑵　改正前部分のみ存在するときは，当該改正前部分を削る。

⑶　改正後部分のみ存在するときは，当該改正後部分を加える。

改　正　前	改　正　後
	（前金払をすることができる経費） 第26条の３　政令第21条の７第８号の規定により，前金払をすることができる経費は，次に掲げるものとする。 （１）　賃借料 （２）　工事によりその移転を必要とすることとなつた物件の補償金 （３）　研修費 （４）　保険料 （５）　情報通信技術を利用したサービスの提供（ソフトウェアの利用，電子計算機の機能の提供その他これらに類するもの）を受けるために要する経費 （６）　公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第５条の規定に基づき登録を受けた保証事業会社の保証に係る公共工事に要する経費であつて，地方自治法施行規則（昭和22年内務省令第29号）附則第３条第１項に規定する経費の４割以内の額および同条第２項に規定する経費の２割以内の額 （７）　前各号に掲げるもののほか，前金をもつて支払うことが商慣習上求められている場合または前金をもつて支払うことにより経済性がよりよく発揮される場合であつて管理者が特に必要と認めるもの

（資金前渡，概算払および前金払） 第26条の３　（略）	（資金前渡，概算払および前金払） 第26条の４　（略）

付　則

この規程は，公布の日から施行する。